

年金記録への新対応策の概要

I 趣旨

- 年金記録処理に対する国民の信頼を回復するため、
- ・国民、すなわち加入者や受給者の視点に立ち、行うべきことは全て行う、
 - ・杓子定規な対応ではなく、国民それぞれの立場、置かれた状況に立った対応をする、
 - ・国民の不安を解消するために全力を尽くしていく、
- という考え方に立って、年金記録について包括的かつ徹底的な対応を行う。

II 経緯

- ① 平成19年5月25日 「年金記録への新対応策パッケージ」
- ② 平成19年6月4日 「年金記録問題への新対応策の進め方」

III 概要

1. 5,000万件全件の徹底的なチェック

(1) 年金受給権者への対応

- ① 基礎年金番号に統合されていない年金受給年齢到達（生年月日を特定できないものを含む）の約2,880万件の記録を、年金受給権者約3,000万人の記録に突合し、同一人の可能性のある受給権者に対し、その方の年金加入履歴とともに、その旨をお知らせし、記録漏れがないか否かを社会保険庁に問い合わせいただくよう勧める。

（平成20年5月までにプログラムを開発し突合を実施。6月からお知らせ・確認の処理を開始。8月までに完了。）

- ② これ以外の年金受給権者に対しても、①の措置終了後、その者の年金加入履歴をお知らせするとともに、その確認を求め、社会保険庁に問い合わせいただくよう勧める。

（平成21年3月までに完了）

(2) 被保険者への対応

- ① 20歳以上の被保険者に送付する「ねんきん定期便」等による確認呼びかけに加え、毎回の58歳通知を行う都度、年金加入履歴の通知とともに、未統合記録への注意を呼びかけ、社会保険庁に問い合わせいただくよう勧める。

- ② 基礎年金番号に統合されていない被保険者の年齢の記録（生年月日特定できないものを含む。）についても、被保険者約7,000万人の記録に突合し、(1)①と同様の対応を行う。
(平成21年3月までに完了)

(3) 無年金者への対応

受給資格未達者と未統合記録との突合を図るため、市町村に対し、介護保険料納付通知書等の送付の際、未統合記録への注意と社会保険庁への問い合わせを呼びかけてもらうよう依頼する。

(4) 年金受給権者の遺族への対応

年金受給権者の遺族に対し、不明の点があれば、社会保険庁に問い合わせさせていただくよう広報を行う。

2 記録同士の照合

未統合記録の把握を徹底するため、社会保険庁内のマイクロフィルム記録及び市町村の保有する記録とオンライン記録との照合を計画的に実施し、その進捗状況を半年ごとに公表する。

3 記録・証拠がない場合の取扱い

社会保険庁や市町村に記録がなく、ご本人にも領収書等の証拠がない場合であっても、銀行通帳の出金記録、元雇用主の証言など周辺状況に見られる事実を基に、第三者委員会によって、総合的に判断を示していただく。

4 時効の取扱い

5年の時効を超えた場合でも、全額お支払いできるようにする特別立法が国会に提出されている。

5. 年金記録相談体制の強化

国民の立場に立って、利用しやすい相談体制を敷くとともに、相談に対しては、丁寧に説明し、迅速に処理するよう、窓口徹底する。

- ①電話相談： 6月4日(月)から、24時間・土・日対応可能な電話相談を実施。
6月11日(月)から、フリーダイヤルを導入。順次体制拡大。

0570-05-1165

フリーダイヤル 0120-657830

- ②来訪相談： 6月4日(月)からは、平日は毎日午後7時（通常5時15分）まで受け付ける。
- ③出張相談： 市町村での出張相談に加え、大都市の繁華街での臨時窓口でも実施。可及的速やかに開始し、順次拡大。
- ④インターネット照会： ID・パスワード方式による年金個人情報提供サービスの申込みを処理する体制を強化し、処理時間を短縮。

6. 関係情報の積極的発信

年金受給者・加入者に対し、相談体制や記録のチェック状況について、幅広く情報を提供する。

7. 検証委員会

外部有識者の検証委員会を置き、これまでの年金記録の管理・事務処理に係る問題について、経緯、原因、責任等の検証等を行う。

8. 年金記録の統合に要する追加的費用

この問題による追加的経費については、財政の合理化努力を行った上で、国庫財源で対応することとする。

平成19年5月25日

年金記録への新対応策パッケージ

年金記録処理に対する国民の信頼を回復するため、社会保険庁改革を進めるこの機に、年金記録について包括的かつ徹底的な対応を行うものとする。

1 年金受給権者への対応

(1) 基礎年金番号に統合されていない年金受給年齢到達（生年月日を特定できないものを含む。）の約2,880万件の記録を年金受給権者約3,000万人の記録に突合し、同一人の可能性のある受給権者に対し、その者の年金加入履歴とともに、その旨を通知し、照会の申出を勧奨する。

(2) これ以外の年金受給権者に対しても、(1)の措置終了後、その者の年金加入履歴を送付するとともに、その確認を求め、照会の申出を勧奨する。

2 被保険者への対応

20歳以上の被保険者に送付する「ねんきん定期便」等による確認呼びかけに加え、毎回の58歳通知を行う都度、年金加入履歴の通知とともに、未統合記録への注意を呼びかけ、照会の申出を勧奨する。

3 無年金者への対応

受給資格未達者と未統合記録との突合を図るため、市町村に対し、介護保険料納付通知書等の送付の際、未統合記録への注意と照会の申出の勧奨を呼びかけてもらうよう依頼する。

4 記録同士の突合

未統合記録の把握を徹底するため、社会保険庁内のマイクロフィルム記録及び市町村の保有する記録とオンライン記録との突合を計画的に実施し、その進捗状況を定期的に公表する。

5 記録・証拠がない場合の取扱い

社会保険庁側及び照会申出者側双方に記録・証拠がない場合の取扱いについての手続等をできる限り早期に策定する。

6 時効の取扱いについては、与党の検討を踏まえ、政府・与党一体となって対応する。

年金記録問題への新対応策の進め方

6月4日 厚生労働省・社会保険庁

1. 年金記録の統合に向けての徹底的なチェック

- 基礎年金番号に結びつけられていない記録（5000万件）について、国民からの相談・照会を受け身で待つだけではなく、徹底的なチェックを期限を限って社会保険庁自ら行い、基礎年金番号に結びつける。
 - ・今後1年間で、プログラムを開発し名寄せを確実に実施（～20年5月）
 - ・20年6月から、確認のための手続きを実施し、お知らせは、
 - ①受給者については、20年8月まで、
 - ②被保険者については、21年3月までに完了。
- 社会保険庁のマイクロフィルムや市町村が保有する記録と、社会保険庁のオンライン記録との突合を、計画的に実施し、進捗状況を半年ごとに公表する。

2. 年金記録相談体制の強化

国民の立場に立って、利用しやすい相談体制を敷くとともに、相談に対しては、丁寧に説明し、迅速に処理するよう、窓口徹底する。

- 電話相談... 土・日を含め24時間電話相談を実施。

0570-05-1165

6月11日(月)から、記録相談専用のフリーダイヤル(0120-657830)を導入

- 来訪相談... 平日は毎日午後7時まで受け付け

- 出張相談... 市町村での出張相談に加え、大都市の繁華街での臨時窓口でも実施。可及的速やかに開始し、順次拡大。

- インターネット照会... 体制を強化し、処理時間を改善。

3. 納付記録が無い場合の第三者委員会及び検証委員会

- 社会保険庁や市町村に記録がなく、ご本人にも領収書等の証拠がない場合であっても、銀行通帳の出金記録、元雇用主の証言など周辺状況に見られる事実を基に、第三者委員会によって、総合的に判断を示していただく。
- 外部有識者の検証委員会を置き、年金記録の管理・事務処理に関して今回問題化した諸事項について、その経緯、原因、責任等の検証等を行う。

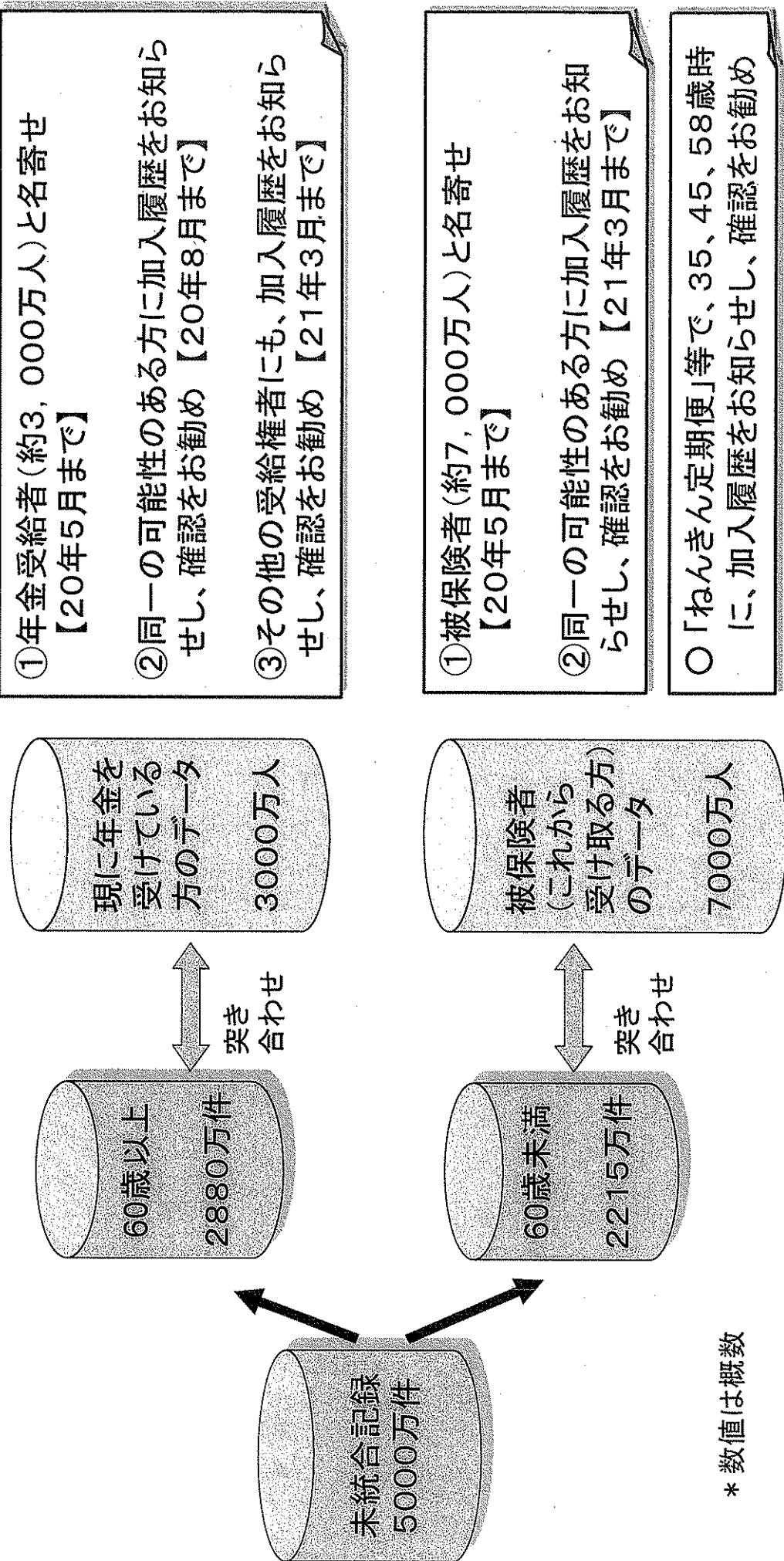
4. 関係情報の積極的発信

- 上記1.及び2.の取組の進捗状況について、幅広く情報を提供する。

5. 年金記録の統合に要する追加的費用

- この問題による追加的経費については、財政の合理化努力を行った上で、国庫財源で対応することとする。

未処理 5,000万件の名寄せを1年間で完了。
 徹底的なチェックを行い、基礎年金番号に結びつける。



* 数値は概数

あなたの年金記録をもう一度チェックさせて下さい ～ 被保険者・年金受給者の皆様へ～

厚生労働省・社会保険庁

- この度の年金記録に関する問題については、大変ご心配をおかけしておりますことを、心よりお詫び申し上げます。
- 基礎年金番号にまだ統合されていない年金記録も、大切に保管しています。
 - 平成9年の基礎年金番号の導入以前には、転職や転居等により、お1人が複数の年金番号を持つ場合も生じていましたが、1人1番号の基礎年金番号を用いて、年金記録の確認を簡易・迅速に行えるようにしました。
 - これまで、記録を結びつけるための照会を全被保険者に行い、また、年金の請求時にもご本人に確認してきましたが、まだ約5000万件（平成18年6月）の記録が、基礎年金番号に結びつけられていません。この未統合の記録は大切に保管されていますが、そのままでは年金支給に結びつかなくなるおそれがあります。
- 年金記録問題への新対応策を進めます。
 - 被保険者・年金受給者の皆様には、基礎年金番号に結びつけられている加入履歴を、順次送付します。ご疑問があれば、お問い合わせください。
 - 5000万件の記録を、被保険者・年金受給者の記録と、突き合わせ、未統合の記録がある可能性のある方には、お知らせします。
 - 社会保険庁や市町村に記録がない場合には、領収書等の証拠がなくても、銀行通帳の出金記録、元雇用主の証言などを根拠として、第三者委員会で判断してもらう仕組みを作ります。
 - 5年の時効を超えた場合でも、全額お支払いできるようにする特別立法が国会に提出されています。

お客様からのお問い合わせには真摯に対応します

- 社会保険事務所の専用窓口にお問い合わせ下さい
- お電話でのお問い合わせは、
 - フリーダイヤル 0120-657830（24時間、土日も対応）
 - 「ねんきんダイヤル」0570-05-1165（平日8:30～17:15）
- インターネットのID・パスワード方式による年金加入履歴の取得をご利用下さい（<http://www.sia.go.jp>）